

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号  
森ヒルズリート投資法人  
代表者名  
執行役員 森 寛  
(コード番号: 3234)

資産運用会社名  
森ビル・インベストメントマネジメント株式会社  
代表者名  
代表取締役社長 森 寛  
問合せ先  
財務部長 清水 隆 広  
TEL. 03-6406-9300(代表)

### 新投資口の発行及び投資口の売出しに関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、新投資口の発行及び投資口の売出しに関し下記の通り決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

1. 公募による新投資口発行（引受人の買取引受けによる一般募集）
  - (1) 募集投資口数 67,000 口
  - (2) 発行価格（募集価格） 未定（発行価格（募集価格）は、平成 22 年 3 月 15 日（月曜日）から平成 22 年 3 月 17 日（水曜日）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定する。）
  - (3) 払込金額（発行価額） 未定（発行価格等決定日に開催される役員会において決定する。なお、払込金額（発行価額）とは、本投資法人が本投資口 1 口当たりの払込金として下記（5）に記載の引受人から受け取る金額である。）
  - (4) 払込金額（発行価額）の総額 未定
  - (5) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）並びに大和証券キャピタル・マーケット株式会社、日興コーディアル証券株式会社及び UBS 証券会社（以下主幹事会社と併せて「引受人」と総称する。）に一般募集に係る本投資口全てを買取引受けさせる。
  - (6) 引受契約の内容 引受人は、発行価格等決定日に決定される予定の発行価額と同額の引受価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行う。引受人は、払込期日に引受価額の総額を、本投資法人に払い込み、発行価格の総額と引受価額の総額との差額は、引受人の手取金とする。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願い致します。

- (7) 需要状況等の把握期間 (ブックビルディング期間) 平成 22 年 3 月 11 日 (木曜日) から発行価格等決定日まで
- (8) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (9) 申 込 期 間 平成 22 年 3 月 18 日 (木曜日) から平成 22 年 3 月 19 日 (金曜日) まで  
 なお、申込期間は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがある。申込期間が最も繰り上げられた場合には、平成 22 年 3 月 16 日 (火曜日) から平成 22 年 3 月 17 日 (水曜日) までとなることがある。
- (10) 払 込 期 日 平成 22 年 3 月 25 日 (木曜日)  
 なお、払込期日は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがある。払込期日が最も繰り上げられた場合には、平成 22 年 3 月 23 日 (火曜日) となることがある。
- (11) 発行価格 (募集価格)、払込金額 (発行価額)、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 投資口売出し (オーバーアロットメントによる売出し)

- (1) 売出人及び売出投資口数 みずほ証券株式会社 6,700 口  
 上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である森ビル株式会社から 6,700 口を上限として借り入れる本投資口の売出しである。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合がある。
- (2) 売 出 価 格 未定 (発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集の発行価格と同一とする。)
- (3) 売 出 価 額 の 総 額 未定
- (4) 売 出 方 法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である森ビル株式会社から 6,700 口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集の申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集の払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (8) 売出価格その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募 集 投 資 口 数 6,700 口
- (2) 払込金額 (発行価額) 未定 (一般募集における払込金額 (発行価額) と同一とする。)
- (3) 払込金額 (発行価額) の総額 未定
- (4) 割当先及び割当投資口数 みずほ証券株式会社 6,700 口
- (5) 申 込 単 位 1 口以上 1 口単位
- (6) 申 込 期 間 平成 22 年 4 月 22 日 (木曜日)
- (7) 払 込 期 日 平成 22 年 4 月 23 日 (金曜日)
- (8) 申込期間に申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとする。

- (9) 払込金額（発行価額）その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。ただし、正式決定前の変更等については、執行役員に一任する。
- (10) 一般募集を中止した場合は、第三者割当による新投資口発行も中止する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

- (1) 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である森ビル株式会社から 6,700 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
- (2) なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は、本日開催の本投資法人役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口 6,700 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」という。）を、平成 22 年 4 月 23 日（金曜日）を払込期日として行うことを決議しています。
- (3) また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成 22 年 4 月 16 日（金曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた本投資口は、その口数の全てが借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- (4) 更に、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。
- (5) オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。
- (6) オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記本投資法人の投資主からの本投資口の借入れは行われません。従って、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の新投資口の発行による発行済投資口総数の推移

現在の発行済投資口総数	159,200 口
一般募集による増加投資口数	67,000 口
一般募集後の発行済投資口総数	226,200 口
本第三者割当による増加投資口数	6,700 口（注）
本第三者割当後の発行済投資口総数	232,900 口（注）

（注）本第三者割当による新投資口の発行が、全て行われた場合。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願い致します。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げる資産をいう。以下同じとする。）の取得による外部成長を図るため、市場動向、財務の健全性及び分配金水準等に留意しつつ検討を行った結果、新投資口を発行することとしたものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

18,192,108,000 円（上限）

（注1）一般募集における手取金 16,538,280,000 円の見込額及び本第三者割当による新投資口発行の手取金の見込額の上限 1,653,828,000 円を合計した金額を記載しています。

（注2）上記金額は、平成22年2月22日現在の東京証券取引所の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

下記記載の取得予定資産の取得資金に充当し、残余については借入金の返済等に充当します。取得予定資産の詳細については、別途本日付で公表した「国内不動産の取得に関するお知らせ」に記載の通りです。

物件番号	取得予定資産	取得予定価格(百万円) (取得経費、固定資産税・都市計画 税及び消費税等を除く。)	取得予定時期
O-0	六本木ヒルズ森タワー	6,810	平成22年3月
O-1-3	アーク森ビル (固定型Ⅱ)	3,400	平成22年3月

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成22年7月期の運用状況の予想について」をご参照下さい。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3営業期間の運用状況

	平成20年7月期	平成21年1月期	平成21年7月期
1口当たり当期純利益（注）	14,117 円	14,550 円	12,726 円
1口当たり分配金	14,117 円	13,688 円	12,726 円
実績配当性向	99.9%	99.9%	99.9%
1口当たり純資産	573,989 円	562,449 円	561,451 円

（注）当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算出しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	平成21年1月期	平成21年7月期	平成22年1月期
始 値	462,000 円	265,000 円	352,000 円
高 値	489,000 円	387,000 円	361,000 円
安 値	221,500 円	223,400 円	235,200 円
終 値	265,000 円	352,000 円	264,900 円

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願い致します。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 21 年 9 月	10 月	11 月	12 月	平成 22 年 1 月	2 月
始 値	360,000 円	320,000 円	281,500 円	240,100 円	290,100 円	265,000 円
高 値	361,000 円	325,000 円	295,400 円	286,500 円	309,000 円	276,000 円
安 値	320,000 円	269,700 円	235,200 円	240,100 円	262,200 円	261,000 円
終 値	320,000 円	285,600 円	239,900 円	285,100 円	264,900 円	262,900 円

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成 22 年 3 月 4 日
始 値	267,000 円
高 値	267,000 円
安 値	265,300 円
終 値	265,300 円

(3) 過去 3 営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況  
・第三者割当増資

発行期日	平成 20 年 9 月 29 日
調達資金の額	14,700,000,000 円
発行価額	一口につき 金 500,000 円
募集時における 発行済投資口数	129,800 口
当該募集による 発行投資口数	29,400 口
募集後における 発行済投資口数	159,200 口
割当先	森ビル株式会社
発行時における 当初の資金用途	平成 20 年 9 月 30 日付でのアーク森ビル及び赤坂溜池タワーのそれぞれ一部を主要な信託財産とする信託受益権の取得資金
発行時における 支出予定時期	平成 20 年 9 月
現時点における 充当状況	上記に関して未充当額はありませぬ。

8. その他

(1) 安定操作取引

みずほ証券株式会社が一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い、安定操作取引を行う場合があります。

(2) 追加発行制限

本投資法人は、一般募集に関し、主幹事会社との間で、一般募集に係る本投資口の追加上場日（以下「追加上場日」という。）の 3 か月後の応当日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、投資口の追加発行等（ただし、一般募集及び本第三者割当、投資口の分割等の場合の追加発行等を除く。）を行わないことに合意しています。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願い致します。

(3) 売却制限

森ビル株式会社は、一般募集に際し、主幹事会社との間で、追加上場日の3か月後の応当日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、保有する本投資口について、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口のみずほ証券株式会社への貸出しを除き、他の者に対する売却、譲渡、担保権の設定、貸出しその他の処分等を行わない旨合意しています。

以 上

※ 本資料は、兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

※ 本投資法人のホームページアドレス：[http:// www.mori-hills-reit.co.jp/](http://www.mori-hills-reit.co.jp/)